

東京三弁護士会多摩支部

法教育プログラム

弁護士による出張授業を行います



○お申し込み・お問い合わせ○

全てのプログラムについて年間を通じて受け付けております。

法教育授業申込書（裏面参照）に必要事項をご記入の上、FAXにてお申し込みください。

担当者からご連絡をさせていただきます。

東京三弁護士会多摩支部

〒190-0014 東京都立川市緑町 7-1 アーバス立川高松駅前ビル 2 階

TEL：042-548-3800

FAX：042-548-3808

HP：<http://www.tama-b.com/>

小中学生向け法教育プログラム

○いじめ予防授業○

今、いじめの問題に社会の大きな関心が寄せられています。子どもの日常の中で、「いじめ」は誰もが関わる可能性のある最も身近な人権侵害です。これまで「いじめ」により尊い命が奪われる痛ましい事件が何度も起きながら、その問題の根は深く、深刻ないじめ被害は依然としてなくなりません。弁護士は、いじめに関する交渉や裁判に携わることもありますが、いじめ被害をなくす最善の策は、「いじめ」がひどくなる前に「予防」することです。

そこで、弁護士が学校に出向き、「いじめ」について子どもと一緒に考える「いじめ予防授業」を実施しています。

・授業形態: 実際に起きたいじめ自殺事件などを題材に、いじめは重大な人権侵害であることや、いじめが被害者にも加害者にも心に深い傷を残すことを伝え、いじめが起きたときに一人一人の立場で出来ることを考えます。

・授業構成: ①いじめと「人権」の関係
(一例) ②いじめられる側が悪いのか?(許されるいじめはないこと)
③実際のいじめ自殺の事例を通して考える
④いじめを受けた人の心を知る - コップの水に例えて -
⑤いじめが加害者や傍観者に残す傷
⑥いじめの四層構造 - 「傍観者」にいじめを止める力があること -

・対象: 小学校5年生 ~ 中学校3年生

○憲法を学ぶ授業○

日本国憲法には、すべての人の人権が守られることや、人権を守るための国のしくみについて定められています。弁護士による法教育では、授業の中ではなかなか深めきれない憲法や人権の意義を踏まえたうえで、学ぶことやいじめられないことなど身近な例から人権を考えていきます。そのほかにも、例えば、報道等で話題になる人種差別やえん罪などを題材に憲法の観点から捉えたお話しもできます。実際の裁判例を交えながらお話ができるのは弁護士ならではのものであります。

・授業構成: ①憲法ってなんだろう - 法律との違い
(一例) ②「人権を保障する」ことの意味 - 人権と権利・義務
③自由であることと平等であること - みんな違ってみんないい
④私たちの毎日と人権(学ぶこと、働くこと、暮らすこと、安心できること)
⑤人権を守るためのしくみ - 民主主義、平和主義

・授業形態: 弁護士による解説。1~2時間半程度。

・対象: 小学校5年生 ~ 中学校3年生

○刑事裁判傍聴○

弁護士と一緒に裁判を傍聴してみませんか。

弁護士が、まず刑事裁判の手続きをわかりやすく説明して、その後、実際に裁判を傍聴します。実際の裁判を通じて、司法制度につき理解し、また異なる角度から事実を検証することの大切さを学ぶことができます。傍聴後は、弁護士が、刑事裁判や弁護士の仕事について、皆さんからの質問にお答えします。

・実施形態: 東京地方裁判所立川支部(最寄駅: 高松駅)における
(一例) 刑事裁判傍聴及び弁護士による解説。
月~金曜日(祝日を除く)で、2~3時間程度。

・費用: 無料

・講師: 弁護士1~2名

・対象: 中学生以上(小学校高学年についてはご相談ください)

○少年事件を学ぶ授業○

テレビや新聞における「少年非行」の報道では事件の凶悪性ばかりが強調される傾向にあります。犯罪が被害者の人権を侵害することはいうまでもありませんが、他方で事件を起こす少年の背景にも虐待や経済的困窮、交友関係の不良など様々な人権にかかわる問題が潜んでいます。家庭裁判所での少年審判手続は、成長・発達の過程にある少年の更生と健全育成を目指しており、弁護士は「付添人」として少年の立ち直りをサポートしますが、実際の少年審判の手続や処遇、弁護士の役割についてはあまり知られていません。

そこで、この講座では、少年事件の経験豊富な弁護士が、自身の経験に基づいて「少年非行」の背景や厚生に向けた取組みを説明し、子どもたちが少年犯罪に関する正しい知識を身につけることで、少年非行の予防に役立ててもらいます。

・授業目標: 少年非行や少年事件の手続についての正確な情報・知識を伝えるとともに、加害者と被害者の人権について考える機会を提供し、少年非行の予防につなげる。

・授業構成: ①少年事件とは - 少年法や子どもの人権の解説
(一例) ②少年事件はどう進むか - 手続の流れの解説
③付添人弁護士ってなに? - 少年事件における弁護士の役割
④講師の具体的な経験に基づいたケース紹介など

・授業形態: 講義形式(45~50分)
クラス授業・全体授業どちらも可です(ご相談ください)

・講師: 少年事件に精通した弁護士

・対象: 中学生、高校生

○弁護士について学ぶ授業(職業紹介)○

弁護士ってどんな仕事をしているの?

「弁護士」がどのような仕事をしているか知っていますか。テレビドラマでは、法廷で証言台にいる人に尋問する場面がクローズアップされることが多いですが、実はそのような場面は弁護士の仕事のごく一部です。実際の弁護士の仕事内容はあまり詳しく知られておらず、弁護士の存在をとっても縁遠く感じている人も少なくありません。しかし、みなさんの日々の暮らしの中でのちょっとしたトラブル、例えば交通事故や悪徳商法、勤務先(アルバイト)の労働条件、借金の整理、遺言・相続など様々な場面でも、弁護士の法的なサポートはとても役立ちます。そこで、弁護士という職業について詳しく知ってもらい、弁護士をもっと身近に感じてもらうため、弁護士の使命や業務内容、日常生活のどのようなことが法律問題になるのかなどについて、現役弁護士が分かりやすく説明いたします。

・授業構成: ①弁護士の使命 - 弁護士バッチに込められた意味とは -
(一例) ②弁護士にどんなことを頼めるのか?
③弁護士の仕事1 - 刑事事件を通して -
④弁護士の仕事2 - 民事事件を通して -
⑤弁護士の仕事3 - 裁判以外の仕事を通して -
⑥ある1日の弁護士のスケジュール
⑦どうすれば弁護士になれる?

・授業形態: 弁護士による解説。1~2時間半程度

・対象: 小学校5年生 ~ 中学校3年生

中学3年生向けプログラム

卒業期を迎える中学3年生を対象とした特別の法教育プログラムを用意しております。

これから高校進学や社会に出るなどして様々な法律問題に直面する生徒を対象に、日常生活で必要となる法律知識や考え方などを学んでもらえる内容となっています。メニューから選んで頂いたテーマ(複数可)に沿って、所定の授業時間の中で、パワーポイントなどを使いながら弁護士がわかりやすくお話しをいたします。ぜひ、ご活用ください。(※ 1つのテーマのみで50分でも、3つのテーマで15分ずつ計45分でも、対応いたします。例えば、「刑事裁判」と「少年事件」の2つのテーマを、50分の授業内で各テーマ25分ずつお話しすることも可能です)。

1.【刑事裁判－裁判員となる皆さんへ】

「刑事裁判」と聞いても、自分とは無縁な遠い世界の出来事のように感じるかもしれません。しかし、平成21年からスタートした裁判員裁判制度によって、国民が裁判員として刑事裁判に参加することとなり、生徒もいずれはこの国の司法の担い手として役割を果たさなければなりません。そのために、刑事裁判に関する基礎的な知識を学ぶことは、今後の社会生活を送るうえでも有意義です。この授業では、刑事裁判の内容や諸原則、保障される人権と弁護人の役割などについて、弁護士が分かり易く解説します。

2.【少年事件－少年法を正しく学ぼう】

テレビや新聞、インターネットなどで「少年非行」が報道される場合、事件の凶悪性ばかりが強調される傾向にあります。しかし、少年法が、なぜ少年について成人と異なる扱いをしているのか、少年が実際にどのような手続きを経てどのような処分を受けるのかについては、あまり知られていません。そこで、この授業では、少年事件の仕組みや少年審判の手続きの流れ、弁護士の果たす役割(付添人)などについて、弁護士が分かり易く解説します。

3.【労働のルール－働き始める皆さんへ】

中学生には、卒業後すぐに就職をする人もいれば、高校生や大学生になってアルバイトを始める人もいます。その意味で、働くことをめぐる法律(労働法など)は、生徒のこれからの生活に密着しており、全ての人を知っておくべき重要なルールです。しかし、実社会では、「ブラック企業」と呼ばれるような、労働者の無知に付け込み、労働法を守らずに働かせる企業が存在します。労働法の基本的な内容を知るとは、自分の身を守るためにも極めて重要です。この授業では、労働者に認められる権利や労働法におけるルール、ブラック企業から身を守る方法などについて、弁護士が分かり易く解説します。

4.【18歳の選挙権－あなたの1票を考えよう】

公職選挙法の改正により、18歳から選挙権を持つこととなりました。しかし、選挙における投票率の低さ、とりわけ若者の投票率の低さは大きな社会問題となっており、若者の政治に対する関心を高めるためにも、主権者教育の重要性が指摘されているところです。この授業では、卒業後、数年で18歳を迎える生徒に、憲法の定める民主的國家の仕組みの中で選挙の果たす役割や、国民主権の担い手として票を投じることの意義・重要性などを、弁護士の立場からわかりやすく解説します。

5.【消費者被害に遭わないために】

中学校を卒業すると、活動範囲の広がりに伴い、生徒自らが「消費者」として取引をする場面も増えていきます。しかし、膨大な取引の中には、消費者の無知や窮状につけ込む悪徳業者も多く、依然として消費者被害の報道は絶えません。特に今は、スマートフォンやパソコンでインターネットを利用した取引が手軽にできて便利な反面、それを悪用した架空請求などでトラブルに巻き込まれる例もあります。この授業では、具体的な消費者トラブルの例を挙げながら、消費者被害に遭わないための基本的な知識や対処方法、相談機関などを説明します。

東京三弁護士会多摩支部
送信先 FAX 042-548-3808

法教育授業申込書

東京三弁護士会多摩支部 宛

申込日 年 月 日
お名前 _____

下記のとおり、法教育授業を実施したいので、講師の弁護士派遣を希望します。

項目	<input type="checkbox"/> 刑事裁判傍聴 <input type="checkbox"/> いじめ予防授業 <input type="checkbox"/> 少年非行 <input type="checkbox"/> 憲法 <input type="checkbox"/> 職業紹介 <input type="checkbox"/> 中学3年生向けプログラム <input type="checkbox"/> その他 ()		
希望日時	第1希望	年 月 日 ()	
		午前・午後	時 分～ 時 分
	第2希望	年 月 日 ()	
		午前・午後	時 分～ 時 分
	★第1希望日記載のみでも可		
テーマ	★上記の項目に☑を付けた上で、具体的テーマと内容をご記入下さい		
学校名			
学年・人数	年	人	クラス(別・合同)
所在地		最寄駅	駅
TEL・FAX	TEL	FAX	
担当者名	お名前	担当科目	
メールアドレス			
連絡事項			
講師費用	ご予算 円 ※ 費用のご準備が難しい場合はご相談下さい。		

★希望日に応じられない場合もあります。その際は調整させていただきます。

【問合せ先】 〒190-0014 東京都立川市緑町7-1 アーバス立川高松駅前ビル2階

東京三弁護士会多摩支部 TEL042-548-3800 FAX042-548-3808